

胸上漁業協同組合の資源管理協定

協定締結日 令和6年3月25日

協定認定日 令和6年3月29日

(目的)

第1条 本協定は、胸上漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

水域	水産資源の種類	漁業の種類
岡山県東部海域	ウシノシタ類、ヒラメ、マダイ、ガザミ	小型機船底びき網漁業

(資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

水産資源の種類	資源管理の目標
ウシノシタ類	岡山県資源管理方針別紙第3-6に定める資源管理の方向性
ヒラメ	岡山県資源管理方針別紙第3-1に定める資源管理の方向性
マダイ	岡山県資源管理方針別紙第3-2に定める資源管理の方向性
ガザミ	岡山県資源管理方針別紙第3-7に定める資源管理の方向性

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、毎週1日以上休漁する。但し、あみこぎ網漁業は、毎年度作成する「あみこぎ網休漁日カレンダー」に基づき休漁する。

(取組の履行確認に関する事項)

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、所属する漁業協同組合（以下「漁協」という。）が行うものとする。ただし、収入安定化対策に加入している者は、岡山県資源管理協議会において行うこととする。

- 4 第1項の履行確認においては、前条の取組については、個人毎に集計した水揚市場の水揚げデータ、水揚げ伝票の写しを基に確認することとする。

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

- 第6条 全ての参加者は、漁業法（昭和24年漁業法第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する第52条第1項の規定に基づき、漁獲量又は漁獲努力量、資源管理の状況等を岡山県知事に報告するものとする。
- 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に漁協及び岡山県資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

- 第7条 第4条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。
- 2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び岡山県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内の検証を行うこととする。
- 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、岡山県資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

- 第8条 参加者による資源管理の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の内容について岡山県資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。
- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び岡山県からの補助を受けることができないこととする。この場合において当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

- 第9条 全参加者の代表権を有する者（以下「協定代表者」という。）は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、協定への参加は協定代表者が参加届出書を受領した時点で行われるものとする。また、協定代表者は、参加者名簿を所属漁協を通じて岡山県資源管理協議会に報告するものとする。
- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して変更届出書により、当該変更の内容の届出を行うものとする。また、協定代表者は、変更内容を所属漁協を通じて岡山県資源管理協議会に報告するものとする。

- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して脱退届出書により、当該協定から脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。また、協定代表者は、脱退した者の名簿を所属漁協を通じて岡山県資源管理協議会に報告するものとする。
- 4 協定代表者は、協定参加者の変更等があった場合は、所属漁協を通じて岡山県に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）とする。

(あつせんすべきことを求める場合の手続き)

第11条 法第126条第1項の規定に基づき岡山県知事にあつせんすべきことを求める決議は、参加者の3分の2以上の多数をもって行う。

(その他)

第12条 本協定の定めのない事項については、参加者間で協議して決定するものとする。

附則

本協定は、令和6年4月1日から施行する。

(本協定の参加者)

別紙